

自動車のリサイクル部品の品質確保等に関する調査検討報告書の概要

使用済み自動車のリサイクル促進のためには、自動車ユーザーのニーズにあった良質なリサイクル部品が供給され、健全なリサイクル部品市場を育成していく必要がある。

しかしながら、リサイクル部品の安全性等の品質面で不安を抱く自動車ユーザーもいるのが現状である。リサイクル部品の利用を促進するためには、リサイクル部品を出荷する前の点検や万一のトラブルの際の保証の内容等について、自動車整備事業や車体整備事業の方々（以下「自動車整備事業者等」という。）とリサイクル部品供給事業者との間で共通認識を形成し、リサイクル部品に対する信頼性を高めるとともに、自動車ユーザーへの情報提供やアフターサービスを充実させ、自動車ユーザーのリサイクル部品に対する評価を高めることが必要である。

本報告書は、自動車ユーザー及び自動車整備事業者の方々に対してアンケート調査を実施し、リサイクル部品の利用拡大に際しての課題を抽出するとともに、「再生補修部品の品質確保等に関する調査検討会」（委員長：永田勝也早稲田大学理工学部教授）を設置して、自動車整備事業者等とリサイクル部品供給事業者の意見を取り入れ、自動車整備事業者等とリサイクル部品供給事業者との共通認識を形成するために、リサイクル部品利用時に、自動車整備事業者等が確認すべきこと、リサイクル部品供給事業者へのぞむこと、自動車ユーザーへの対応をガイドラインとしてとりまとめたものである。報告書の概要は次のとおりである。

1 リサイクル部品に対する意識や使用の状況

自動車ユーザー560名、自動車整備事業者55工場にリサイクル部品の利用状況や評価などについてのアンケート調査を実施してリサイクル部品の利用拡大に際しての課題を抽出した。

2 リサイクル部品の利用促進のためのガイドラインの必要性

リサイクル部品の利用促進のためには、次のような課題が抽出された。

- ・ 自動車ユーザーのリサイクル部品の品質に対する不安感の払拭
- ・ 自動車ユーザーへの説明の充実
- ・ 自動車整備事業者等の不安感の払拭

上記のような課題に対応するためには、リサイクル部品の品質確保等のための事前点検や保証の内容について、自動車整備事業者等とリサイクル部品供給事業者との間で、共通認識を持つことが必要であり、そのためのガイドラインを策定する。

3 利用促進のためのガイドライン

(1) ガイドラインの位置づけ

個々の自動車整備事業者等がリサイクル部品を利用する際に、必要な確認を適切に行うことにより、リサイクル部品市場がより健全に拡大することを期待し、以下のことを自動車整備事業者等とリサイクル部品供給事業者の共通認識とするためにとりまとめた。

- ・ 自動車整備事業者等がリサイクル部品を調達する際に注意すべきこと
- ・ リサイクル部品の品質確保のために確認すべきこと
- ・ 自動車ユーザーへの対応について など

(2) 本ガイドラインにおけるリサイクル部品の定義

本ガイドラインにおけるリサイクル部品の定義は以下のとおりである。

本ガイドラインにおけるリサイクル部品の定義

リビルト部品	<ul style="list-style-type: none">・ 使用済み自動車から取り外した部品を修理し、新品と同等の機能を持っているもの・ リビルト部品供給事業者の保証がついているもの
リユース部品	<ul style="list-style-type: none">・ 使用済み自動車から取り外して、必要な点検をし、要件を満たしたもの・ リユース部品供給事業者の保証がついているもの
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 使用済み自動車から取り外した部品で上記以外のもの

(3) 発注時にリサイクル部品供給事業者に伝えるべき情報

リサイクル部品を発注するときには、自動車検査証とコーションプレート(ネームプレート、モデルナンバープレートとも呼ばれる)の記載事項を用意すると正確な発注が可能になる。リサイクル部品の発注には、次のような情報が必要である。

リサイクル部品の発注の際にリサイクル部品供給事業者に伝えるべき情報

自動車検査証記載事項	初度登録年月、メーカー名、型式、車台番号、原動機の型式、燃料の種類、型式指定番号、類別区分番号
コーションプレート記載事項	カラーコード(外装部品の場合)、トリムコード(内装部品の場合)、ミッション形式、アクスル形式

(4) リビルト部品を利用するにあたり確認すべきリビルト作業の内容

自動車整備事業者等がリビルト部品を利用する際には、以下のリビルト部品供給事業者のリビルト作業の内容を確認することが望ましい。

- ・ 分解、清掃作業の実施状況
- ・ コア(注)の検査の実施状況
- ・ コア(注)の検査の基準
- ・ 構成部品の交換や修正の内容
- ・ 再組立作業の内容
- ・ 完成品テストの実施状況

- ・ 保証及びアフターケアの内容
など

(注) コア：リビルト部品の材料となる、“使い古された部品”。

(5) リユース部品を利用するにあたり必要な点検の内容

自動車整備事業者等がリユース部品を利用するにあたり必要な事項は以下のとおりである。

- ・ エンジンやドアなどのアセンブリ (A S S Y) の範囲を、原則統一し、万一過不足があるときは事前に伝えること。
- ・ 自動車整備事業者等が、安心して自動車ユーザーにリユース部品を勧めるために最低限必要とする点検項目を示し、これらの点検を実施すること。ただし、リユース部品の価格がいたずらに高くないようにするため、リサイクル部品供給事業者と自動車整備事業者等が相談し、点検項目や方法について柔軟に対応すること。

本ガイドラインにおいて点検項目を設定した部品

【外装・内装部品】		
パネル類 (ドア、バンパを含む)		
ガラス・レンズ類		
ライト		
【機能部品】		
エンジン		
オートマチックトランスミッション [AT / M]		
マニュアルトランスミッション [MT / M]		
ディファレンシャル・ギヤ	ドライブシャフト	ラック & ピニオン
パワーステアリングポンプ	ターボチャージャ	ラジエータ
コンデンサ	ショックアブソーバ	マフラ
【電装品】		
スタータ	オルタネータ	コンプレッサ

点検項目の例 (スタータ)

スタータのリユース部品に関して、点検をのぞむ標準的な項目は以下のとおりである。スタータの劣化は、始動回数によるので走行キロはあまり意味をもたない。

自動車整備事業者等が点検してもらいたいとする点検項目				備考
項目	方法	標準項目かどうか [: 標準、 : 推奨]	点検結果の表示例	
エンジン始動時テストの調子	エンジンを実際に始動して行う		正常 / 異常	
異常音	エンジンを実際に始動して行う		なし / あり	
シャフトのガタ	目視		正常 / 異常	

(6)保証

リサイクル部品の保証期間、保証内容、免責事項は自動車整備事業者等とリサイクル部品供給事業者との間で、明確にする必要がある。

保証期間

期間または走行距離で表す。期間は、リサイクル部品供給事業者がそれぞれ提示し、自動車整備事業者等が部品を選択する際の判断の材料とする。

保証の対象

リサイクル部品の保証の対象

部品の種類	保証の対象
・ リビルト部品 ・ 外装・内装部品以外のリユース部品（エンジンなど）	載せ換え工賃、運賃、代替品
・ 外装・内装部品	運賃と代替品

免責事項

保証の対象とならないのは、事故による破損や取り付け作業のミス、誤った使用により不具合が発生した場合等であるが、免責事項があまりに細かいと、自動車整備事業者等がリサイクル部品の利用を躊躇することにも繋がる。

ただし、万が一トラブルが発生したときには、自動車整備事業者等とリサイクル部品供給事業者は、互いに連携し、自動車ユーザーの立場に立った円満な解決を図ることが大切である。

(7)自動車ユーザーへの対応

自動車整備事業者等の役割

自動車整備事業者等が自動車ユーザーへの対応において果たす役割は以下のとおりである。

- ・ ユーザーに対し、新品の部品だけでなく、リビルト部品やリユース部品等のリサイクル部品も紹介する。その際、それぞれの部品の特徴を説明する。
- ・ 必要なリサイクル部品がすぐに見つからない場合でも、しばらく待つと部品が入荷する可能性があることを自動車ユーザーに説明する。
- ・ 部品に不具合があった場合はリサイクル部品供給事業者と連携し、自動車ユーザーの満足度を高めるべく対応する。

リサイクル部品供給事業者の役割

リサイクル部品供給事業者が自動車ユーザーへの対応において果たす役割は以下のとおりである。

- ・ 自動車整備事業者等にリサイクル部品の点検内容や保証について適切に伝える
- ・ 自動車整備事業者等の自動車ユーザーへの対応を支援する
- ・ 万一不具合があったら、自動車整備事業者等をサポートし、現実的で円満な解決を図る

